最終更新日：2018年12月25日

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
代表取締役社長　クオック・ゲイリー・ヤン・クエン
問合せ先：03-3436-1860
証券コード：9704
http://www.agorahospitalities.com/group

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、関係するすべてのステークホルダーとの信頼関係にもとづき、企業価値の最大化を目指す経営に取り組んでおります。このためにはコーポレート・ガバナンスの充実・強化が不可欠と考え、競争力の強化、経営成績の向上とともに、経営監視機能としての監査役の役割を重視し、また取締役会が内部統制システムの構築・維持、情報開示の強化により説明責任が十分果たせるように注力いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2（4）】
当社は現在、株主構成、議決権行使状況、および株主総会運営コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成及び議決権行使状況等の変化等状況に応じて検討を進めます。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】
当社では、事業環境の変化が激しいことを考慮し、中期3 か年経営計画やROE等の数値目標に関する対外公表は行っておりませんが、まず、安定的に当期純利益を計上できる収益構造を確立することが第一と考えております。そして、当社が継続的に事業を拡大し、収益力を高めていくためには、当社グループで運営するホテルアライアンスを拡大し、安定的な収益確保を図ることが肝要と考え、業績の向上に努める所存です。
また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。具体的な配当金額および配当性向等につきましては、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案したうえで決定いたします。

【原則3-1　情報開示の充実 4．役員の選任プロセス　原則3-1(4)、(5)】
取締役選任については、会社法、金融商品取引法および関係業法を踏まえ、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験などを十分配意したうえ候補者を選び、取締役会にて取締役候補者の面接をおこない、審議を行ったうえで取締役会にて選定し、株主総会の決議により選任いたします。
監査役選任については、会社法、金融商品取引法および関係業法を踏まえ、監査活動の充実、強化を図ることができる知識及び経験などに十分配意したうえ候補者を選び、監査役会にて監査役候補者の面接をおこない、審議を行ったうえで、監査役会で候補者を選定し、株主総会の決議により選任いたします。
当社は、最高経営責任者の選解任、後継者の計画および後継者を選任するための基準、方針およびその手続きについて定めておりませんが、当社の経営戦略およびビジョンを実現し、当社を持続的に成長させ、株主価値・企業価値の最大化を行えることができる人物を、性別、年齢、出身を問わず、人物・能力本位で選定いたしております。今後、最高経営責任者の選解任、後継者の計画および後継者を選任するための基準、方針およびその手続きについては、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・透明性ある手順を定めてまいります。また、報酬の決定や役員等の幹部従業員を選定する場合には、社外取締役を中心に任意の諮問委員会等の設置も検討してまいります。

【補充原則4-1（3）、補充原則4-3（2）、補充原則4-3（3）】
当社は、最高経営責任者等の選解任、後継者の計画および後継者を選任するための基準、方針およびその手続きについて定めておりませんが、当社の経営戦略およびビジョンを実現し、当社を持続的に成長させ、株主価値・企業価値の最大化を行えることができる人物を、性別、年齢、出身を問わず、人物・能力本位で選定いたしております。今後、最高経営責任者の選解任、後継者の計画および後継者を選任するための基準、方針およびその手続きについては、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・透明性ある手順を定めてまいります。また、最高経営責任者等の選解任や役員等の幹部従業員を選定する場合には、社外取締役を中心に任意の諮問委員会等の設置も検討してまいります。

【補充原則4-2（1）】
定時株主総会において年額の報酬額の上限を決定し、更に、取締役会において、個々の取締役の報酬額は、代表取締役がその管理監督業務の負担に応じた最低限の役員報酬額を決定し、その支給を受けるものとしています。
当社は過去、中長期の業績向上及び企業価値向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、株価連動報酬として取締役および一部の従業員に対し、ストックオプションを付与しております。具体的には、将来の一定期間内（権利付与後、2年経過後から行使可能なもの）に、事前に決められた価額（権利行使価額）で会社の株式を取得することができる権利を役員や従業員に対して付与しております。付与に当たり、将来の一定期間内に行使可能なものとし、役職員が中長期的な株主価値・企業価値の最大化をはかる適切な動機づけを与え、株価にも責任を有する立場であることを認識させております。
第80回定時株主総会および平成30年10月9日に開催された臨時株主総会にて社外取締役が新たに選任されましたので、インセンティブの付与つきまして、新任の取締役とも協議を行なってまいります。
今後、取締役会は、中長期的な株価と連動する報酬および短期的な現金報酬との割合の適正性を検討し、役員の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定してまいります。また、報酬の決定にあたり、社外取締役を中心に任意の諮問委員会等の設置も検討してまいります。

【補充原則4-3（1）】
当社は、最高経営責任者等の選解任、後継者の計画および後継者を選任するための基準、方針およびその手続きについて定めておりませんが、当社の経営戦略およびビジョンを実現し、当社を持続的に成長させ、株主価値・企業価値の最大化を行えることができる人物を、性別、年齢、出身を問わず、人物・能力本位で選定いたしております。今後、最高経営責任者の選解任、後継者の計画および後継者を選任するための基準、方針およびその手続きについては、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・透明性ある手順を定めてまいります。

また、最高経営責任者等の選解任や役員等の幹部従業員を選定する場合には、社外取締役を中心に任意の諮問委員会等の設置も検討してまいります。

【原則4-10．任意の仕組みの活用】
　当社は取締役会の構成は3人以上とし機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持するものとしております。また、取締役会の監督機能を高める観点から、取締役2名以上を社外取締役としております。
　当社では、取締役及び監査役の選定にあたり、性別、年齢、国籍を問わず、人物・能力・経験等の人物本位に基づいており、取締役10名のうち、女性取締役1名、外国人取締役6名という体制で運営しており、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えております。
　当社の取締役会は、宿泊事業、その他投資業の各事業に精通した業務執行取締役と企業経営者又は高度な専門的な能力を有し、その分野における豊富な経験を有する社外取締役で構成されています。また、当社の独立社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針としては、その就任の前10 年間において当社グループおよび親会社等の株主並びに当社グループの取引先の運営に関与がなく、高度な専門的な能力を有し、その分野における豊富な経験を有する者、又は、豊富な国際感覚に基づく高い見識を有し、独立した立場から当社の経営の重要事項業務遂行の監督等に十分な役割を果たす事ができる者で、一般株主と利益相反するおそれがないと判断出来る場合、独立社外取締役に指定いたします。
　今後、最高経営責任者の選解任、後継者の計画および後継者を選任するための基準、方針およびその手続きについては、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手順を定めてまいります。また、報酬の決定や役員等の幹部従業員を選定する場合には、社外取締役を中心に任意の諮問委員会等の設置も検討してまいります。

【補充原則４－10（1）】
　当社は現在、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、業務遂行上、第三者の意見や視点が必要と判断される案件については、外部コンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用し、独立役員の意見を聴取し検討を行っています。
　今後、企業に「経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任」が求めれている事を鑑み、取締役会の下に独立社外取締役を中心とする任意の諮問委員会を設置等の検討を進めてまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】
　当社では、事業環境の変化が激しいことを考慮し、中期3ケ年経営計画やROE等の数値目標に関する対外公表は行っておりませんが、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを把握した上で、重要な経営戦略や経営計画の機関決定を行っており、その機関決定を行った場合においては速やかに東証開示を行い、当社ホームページにて開示いたします。
　また、事業計画や資本政策の基本的な方針としては、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと位置付けております。それを行うためには、まず、当社は安定的に当期純利益を計上し、必要な内部留保の充実ができる収益構造の確立が必要と考えております。そのためにも、自己資本の拡充により財務体質の強化を行いつつ、自社の資本コストを的確に把握したうえで事業ポートフォリオを見直し、当社グループで運営するホテルアライアンスを拡充し安定的な収益構造を構築してまります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式、補充原則１－４①、補充原則１－４②】
　当社は「その他投資事業」として証券投資事業を営むことから、純投資目的による株式保有をしておりますが、いわゆる政策保有株式は保有しておりません。取引先との安定的、長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、中長期的な視点で企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを当社判断基準とした上で、当該取引先等の株式等を政策保有株式として保有する場合があります。

【原則1-7　関連当事者間取引】
　当社の子会社、関連会社、親会社等の支配株主およびその役員、親族（以下、「関連当事者」という。）との間で関連当事者間取引を行う場合や、投融資および債務保証を行う場合は、「関係会社管理規程」に準じると共にコーポレートガバナンスの観点から、取締役会での審議を行い、他の株主の利益を保護した上で、他社との一般の取引条件と同様の適切な条件で実施するように対応しております。

【原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題】
　当社の企業理念の一つとしてOur Promise　”お客様　株主皆様　地域の人たち　取引先の人たち　そしてそこで働く人やその家族が「自慢したくなるホテル」を創出します。”を定めており、企業として支持され続けるためには株主価値・企業価値の最大化に努めるとともに、社会的な責任を果たすために企業が事業を営む地域社会や経済環境の改善活動の実行が重要であると考えております。その様な企業理念のもと、当社が運営する宿泊事業の一部事業所においては、地域社会への貢献として、”日本のツーリズム業界を担うホスピタリティ精神を持った若者を育成”することを、我々のミッションとしてとらえ、売上の一部を教育に寄付する取り組みや、地域の児童を対象にホテルの仕事体験などの取り組み、また、西日本豪雨災害に対し売上の一部を寄付をする宿泊プラン販売等の取り組みを行っております。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
　当社は企業年金の積立金の運用を行っておらず、現在、当社自らが積立金を運用する企業年金制度を導入する予定はありません。そのような企業年金制度を導入する場合は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行います。

【原則3-1　情報開示の充実】
1．企業理念　【原則3-1(1)】
(1)ビジョン　(2)ミッション　(3)バリュー　(4)プロミスを定め、企業理念に基づき、事業を運営しております。

http://www.agorahospitalities.com/about/mission.html

(1)ビジョン
　美しい日本を集めたホテルアライアンス

(2)ミッション
　我々アゴリアンズの使命は、高い評価と信頼を得ることができるデザインサビーなホテルアライアンスネットワーク「美しい日本を集めたホテルアライアンス」を構築することです。そしてそのアライアンスネットワークを通じて、日本がアジアにとって最も素晴らしいデスティネーションであることを発信すると同時に、日本のツーリズム業界を担うホスピタリティ精神を持った若者を育成します。

(3)バリュー
誠実であること
信頼を得ること
正直であること
向上心を持つこと
必ず成功すると考えること
楽しむこと
勉強すること
夢をもつこと
情熱をもつこと

(4)プロミス
街の自慢になる。お客様　株主の皆様　地域の人たち　取引先の人たちそしてそこで働く人やその家族が「自慢したくなるホテル」を創出します。

2．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方　[原則3-1(2)]
当社の企業理念の一つとしてOur Promise　“ お客様　株主の皆様　地域の人たち　取引先の人たち　そしてそこで働く人やその家族が「自慢したくなるホテル」を創出します。”　を定めており、企業として支持され続けるためには株主価値、企業価値の最大化に努めるとともに、社会的な責任を果たすために企業が事業を営む地域社会や経済環境の改善活動の実行が重要であると考えております。当社はすべてのステークホルダーから正しい理解と信頼を得るために、透明、公正、迅速、果断な意思決定を図り、それらを実現するためにコーポレートガバナンス体制を構築し経営方針、財務状況、事業活動状況などの企業情報を公正、適時適切かつ積極的に開示いたします。

3．役員報酬　[原則3-1(3)]
定時株主総会において年額の報酬額の上限を決定し、更に、取締役会において、個々の取締役の報酬額は、代表取締役がその管理監督業務の負担に応じた最低限の役員報酬額を決定し、その支給を受けるものとしています。また、株価連動報酬として業務執行取締役に対し、ストック・オプションを付与いたします。付与に際しては、役員が中長期の株主価値・企業価値の最大化をはかる適切な動機づけを与え、株価にも責任を有する立場であることを認識させるものといたします。

[補充原則3-1(1)]
当社は、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される事業報告書およびその他の情報(非財務情報も含む)については、東京証券取引所のウェブサイト、当社ホームページ等の様々な手段により積極的に開示を行うとともに、付加価値の高い記載をおこなうべく、当社事業を取り巻く経済環境および当社の事業に固有の事情について記載を行っております。

[補充原則4-1(1)]
取締役会は、「取締役会規程」および「職務権限規程 _ 決裁要項」に基づき、取締役会議長より提案される経営上重要な事項の承認と、役員等の職務執行および業務執行者による職務執行の報告を受け、経営全般を監督します。また、予め定められている取締役会の付議項目以外の経営上の重要な課題についても、適宜、適切に取締役会において審議、報告がなされております。

[原則4-7．独立社外取締役の役割・責務]
当社の独立社外取締役は、企業経営者および高度な専門的な能力を有する者並びに豊富な国際感覚を有する者から構成されており、その分野における豊富な経験と高い見識に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見および取締役等との利益相反取引の監督などを行っています。

[原則4－8．独立社外取締役の有効な活用]
取締役会の構成は3人以上とし機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数として取締役10名としております。また、取締役会の監督機能を高める観点から、現在、取締役10名のうち、2名を独立取締役として選任しております。

[補充原則4-8(1)、(2)]
当社では、社外役員の独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有の重要性を認識しており、社外独立役員と代表取締役社長等とのミーティングの機会を設けるなどの取組みを行うように努めてまります。

[原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]
その就任の前 10年間において当社グループおよび親会社・主要株主等の株主並びに当社グループの取引先での運営に関与がなく、高度な専門的な能力を有し、その分野における豊富な経験を有する者、又は、豊富な国際感覚に基づく高い見識を有し、独立した立場から当社の経営の重要事項業務遂行の監督等に十分な役割を果たす事ができる者で、一般株主と利益相反するおそれがないと判断出来る場合、独立役員に指定しております。

[補充原則4-11(1)]
取締役会の構成は3人以上とし機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持しております。また、取締役会の監督機能を高める観点から、取締役2名以上を社外取締役としております。また、当社では、性別、年齢、国籍を問わず、人物・能力・経験等に基づき、取締役及び監査役を選定しており、取締役10名、監査役3名のうち、女性取締役1名、外国人取締役6名、また、外国人監査役1名という体制で運営しており、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えております。当社の取締役会は、宿泊事業、その他投資業の各事業に精通した業務執行取締役等と企業経営者である社外取締役で構成されています。当社の監査役のうちCPA資格を有する者が1名、税理士資格を有する者1名を選任しており財務・会計に関する豊富な知識を有しています。

[補充原則4-11(2)]
取締役、監査役は、当社以外の会社(日本及び海外)の役員を兼務する場合は、自らの義務と責任を全うするために、当社取締役会、監査役会に対して十分な時間を割くことができる範囲に限るものと考えております。なお、その主な兼任の状況は、「株主総会招集ご通知」、「有価証券報告書」に記載しております。

[補充原則4-11(3)]
当社は取締役会において、毎年、取締役会全体の実効性について、分析および評価を行っております。

その自己評価・分析の概要につきましては、外部機関の助言を得ながら以下の方法で行いました。
平成29年12月に取締役会の構成員であるすべての取締役・監査役を対象にアンケートを実施しました。

回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。
外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、平成30年3月の定時取締役会において、分析・議論・評価を行いました。
その結果の概要は以下のとおりです。
アンケートの回答からは、「取締役会では、形式的ではなく自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされている」等、
おおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性については確保されていると認識いたしております。
一方で取締役会の事務局の運営についてなどの意見が出され、取締役会の機能の更なる向上、議論の活性化に向けた課題についても共有いたしました。今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4-12（1）】
取締役会の議題、審議時間および開催頻度は、重要な業務執行の承認および業務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能なように定期的に開催を行っております。また、定期定例の開催だけではなく、臨時的に取締役会を開催し、取締役会で必要な承認を行い。業務の監督および意思決定が円滑に進む体制を作っております。
また、取締役会において建設的な議論・意見交換ができるように、取締役会の付議および報告議案について、取締役会出席者の事前準備に要する期間に配慮して、資料を送付したうえで事前説明を行う機会を設けております。また、取締役会の開催スケジュールや予想される審議事項につきましては、予め次年度のスケジュールを決定しております。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は現在、株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針は定めておりませんが、当社と株主との建設的な対話を促進するための体制としては、代表取締役社長、取締役CFOおよび宿泊担当取締役が中心となって機関投資家からのリクエストに応じて対話を実施しております。また、個人投資家との対話およびIR、ＳＲ全般に関する事務局として総務人事部がそれにあたり、株主から得られた意見やステークホルダーとの情報交換によって得られた意見等について経営陣幹部へのフィードバック等を行っております。なお、株主との対話に際しては「インサイダー取引防止に関する規則」に基づき、役職員およびその家族からのインサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
クレディ スイス アーゲー ホンコン トラスト アカウント フアー イースト グローバル アジア アカウント ツー	83,095,107	29.50
ユービーエスエージーシンガポール	40,000,000	14.20
フアー・イースト・グローバル・アジア株式会社	29,000,000	10.29
株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ	27,763,760	9.85
デービーエス バンク リミテッド 700104	3,353,000	1.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,188,000	0.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,007,000	0.71
大家 功司	1,900,000	0.67
日本証券金融株式会社	1,387,000	0.49
楽天証券株式会社	1,362,000	0.48

支配株主（親会社を除く）の有無	ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッド、アジア・ランド・リミテッド
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、現在、支配株主等との間に取引はなく、コーポレート・ガバナンスの観点から、支配株主等が当社に対し大きな影響を与える特別な関係にはありません。今後、取引が発生した場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件で実施するとともに、当社取締役会での審議を経たうえ、他の株主の利益を保護するよう適切に対応することとします。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

①ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッド（以下、FEGA社と言います。）は当社の株式 83,095 千株（議決権比率 32.77%）を保有するため。
② ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッドは当社の株式 83,095 千株（議決権比率 32.77%）を保有するほか、
同社と出資、資金などにおいて緊密な関係があることにより同社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権の割合が 40%超であります。

ＦＥＧＡ社と当社との関係は、同社の投資活動による当社株式の保有という資本関係の他、取締役ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏の派遣を受けておりますが、その他の人的関係はございません。
兼任取締役は当社の主要株主のＦＥＧＡ社に関係した会社の取締役を兼務しておりますが、当社取締役会は多数決のもとに運営されているため、支配株主等からの独立性は確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	3 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北村隆則	学者											○
クラレンス・ウォン・カン・イェン	他の会社の出身者							○				
ウィニー・チュウ・ウィン・クワン	他の会社の出身者							○				
ホイ・チン・ラウ	他の会社の出身者							○				
アンジェリーニ・ジョバンニ	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北村隆則	○	香港中文大学　客員教授	北村隆則氏は外交官としての幅広い実績と豊かな国際感覚に基づき、独立した立場から当社の経営に関する助言・監督等を行っております。同氏は、直接的に会社経営に関与された経験はありませんが、今後も当社社外取締役として、業務執行体制の監督機能を適切に遂行することができるものと判断し社外取締役としました。また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していないと考え、独立取締役としました。

クラレンス・ウォン・カン・イェン		ドーセット・ホスピタリティー・インターナショナル社COO(チーフオペレーティングオフィサー (東南アジア・中国担当)	クラレンス・ウォン・カン・イェン氏はドーセットホテルを運営するドーセット・ホスピタリティー・インターナショナル社のCOOとして、当社の中核事業であるにホテル事業に精通し、企業活動に関するグローバルな観点から、業務執行体制の監督機能を適切に遂行することができるものと判断し社外取締役としました。
ウィニー・チュウ・ウィン・クワン		ファー・イースト・グローバル・アジア社ディレクター、マレーシア・ランド・プロパティーズ社ディレクター、ドーセット・ホスピタリティー・インターナショナル社社長	当社の中核事業であるホテル事業に関する豊富な見識を有し、企業経営者としての見地から当社の業務執行体制の監督機能を適切に遂行することができるものと判断し社外取締役としました。
ホイ・チン・ラウ		リアンジェ・インベストメント・グループ・リミテッド マネージング・ディレクター キング・テラス・リミテッド　ディレクター	ホイ・チン・ラウ氏は主に金融機関における長年の経験および食品業界を中心とした事業会社における経営者としての経験が、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしていただくことができると判断され、社外取締としました。
アンジェリーニ・ジョバンニ	○	アンジェリーニ・ホスピタリティー社会長 ニュー・センチュリー・リアルエステート・インベストメント・トラスト 社 社外独立取締役	候補者ジョバンニ・アンジェリーニ氏は主にアジア圏を中心にホテル業界における豊富な経験をもとに、経営全般の管理・監督機能を担ってまいりました。同氏のホテル業界における経営者としての豊富な経験が、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしていただくことができると判断され、社外取締役としました。また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していないと考え、独立取締役としました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

平成27年7月1日付にて内部監査室を設置し、社長が指名選任する専従の内部監査担当責任者1名によって、実施されております。
業務内容としては、会社における経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況を計画的かつ効率的な業務監査を実施し、合法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく事後的な検証機能を強化するとともに、取締役会および監査役会への報告しております。

監査役会は、豊富な経験と幅広い見識をもつ監査役3名から構成することとしております。監査役監査においては、年度監査計画に則って監査を実施しております。また、監査の効果、効率の向上のため、必要に応じて会計監査人と意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
チェン・ワイハン・ボズウェル	他の会社の出身者													○
遠藤　新治	税理士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
チェン・ワイハン・ボズウェル		ケイ・ワー・リアル・エステート社	チェン・ワイハン・ボズウェル氏は、公認会計士としての豊富な経験と財務および会計に関する専門的な知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を行っております。今後も社外監査役の職務を適切に遂行することができるものと判断し社外監査役としました。
遠藤　新治	○	税理士	遠藤新治氏は、税理士としての豊富な経験と財務および会計に関する専門的な知見を有しております。同氏は、直接的に会社経営に関与された経験はありませんが、経営全般の監視と有効な助言をおこなっております。今後も社外監査役の職務を適切に遂行することができるものと判断し社外監査役としました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社では独立社外取締役を2名、社外監査役1名を選任し、独立した立場からの助言機能・監督機能を果たしており、現在の体制が当社にとって適当なものであり、適切なコーポレート・ガバナンスの実践・充実を可能にしていると判断しております。

候補者の選定にあたり、独立社外取締役の独立性判断基準及び資質としては、その就任の前 10年間において当社グループおよび親会社等の株主並びに当社グループの取引先での運営に関与がなく、高度な専門的な能力を有し、その分野における豊富な経験を有する者、又は、豊富な国際感覚に基づく高い見識を有し、独立した立場から当社の経営の重要事項業務遂行の監督等に十分な役割を果たす事ができる者で、一般株主と利益相反するおそれがないと判断出来る場合、独立役員に指定いたします。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

過去には、当社の中長期の業績向上及び企業価値向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
具体的には将来の一定期間内（権利付与後、2年経過後から行使可能なもの）に、事前に決められた価額（権利行使価額）で会社の株式を取得することができる権利を役員や従業員に対して付与しております。

今後の取締役へのインセンティブ付与につきましては、第80回定時株主総会において、主要株主から派遣された取締役が、また、平成30年10月9日に開催された臨時株主総会にて社外取締役が新たに選任されましたので、インセンティブの付与つきまして、新任の取締役とも協議を行なってまいります。

また、報酬の決定にあたり、社外取締役を中心に任意の諮問委員会等の設置も検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬

取締役 10名 48,467千円
(注) 第80期(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)の実績であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬につきましては、平成29年3月29日開催の第79回定時株主総会において、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化のため、また、監査役の責務の増大等の諸要素を総合的に勘案いたしまして、取締役の報酬としては年額120百万円以内(うち社外取締役60百万円以内)、監査役の報酬としては年額18百万円以内と改定させていただきました。
取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものとします。
なお、配分につきましては、取締役報酬に関しましては取締役会に、また、監査役報酬に関しましては監査役の協議に一任させていただきたく存じます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会に先立ち、議案書や関連資料の送付を行い、また必要に応じ、社内担当部門から適宜、情報の提供を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、定款において、会社に関する機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置することを定めており、現在の当社の事業規模等から、いわゆる監査役会設置会社としての体制が最もふさわしいものと考えております。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。(第80期には、8回の取締役会が開催されております。)
取締役、監査役の選任、報酬の原案は、独立役員としての社外取締役、社外監査役出席の取締役会で承認し、株主総会で決定しております。
会社の業務執行は、代表取締役が行い、代表取締役は適宜事業担当取締役、その他部門責任者とグループ会社を含めた連結経営に関する経営執行の方針を協議・審議しております。

当社は、最高経営責任者の選解任、後継者の計画および後継者を選任するための基準又は方針およびその手続きについては、特段定めておりませんが、今後、それらの基準、方針およびその手続きについては、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手順を定めて行くとともに、社外取締役を中心に任意の諮問委員会等の設置も検討してまいります。

監査役は、取締役会、その他経営に関する会議に出席し、また必要に応じ取締役、その他部門責任者から職務の執行状況を聴取し、また稟議決裁書の閲覧により、会社財産の状況を調査しております。更に専従の内部監査担当責任者から内部統制評価の報告を、会計監査人から監査報告を受け、業務及び財産の状況の調査を行っております。会計監査人については、現在、監査法人アヴァンティアを選任し、同監査法人により、計算書類、付属明細書並びに連結計算書類の監査が適切に実施されております。

内部監査機能の強化として平成27年7月1日付にて内部監査室を設置し、社長が指名選任する専従の内部監査担当責任者1名によって、実施しております。その運用に関しましては、会社における経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況を計画的かつ効率的な業務監査を実施し、合法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく事後的な検証機能を強化するとともに、取締役会および監査役会への報告経路を確保しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の基本的なコーポレート・ガバナンス体制の考え方として、取締役会の機能として経営の意思決定・監督体制を業務執行取締役が担い、内部監査機能につきましては、監査役の機能を強化するものと考え、当社は取締役会の構成は3人以上とし機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持するものとしております。次に、当社は取締役及び監査役の選定にあたり、性別、年齢、国籍を問わず、人物・能力・経験等の人物本位に基づいており、取締役10名のうち、女性取締役1名、外国人取締役6名という体制で運営しており、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えております。
また、取締役会は宿泊事業、その他投資業の各事業に精通した業務執行取締役と企業経営者又は高度な専門的な能力を有しその分野におけ

る豊富な経験を有する社外取締役で構成されております。社外取締役につきましては、取締役会の監督機能を高める観点から、取締役2名以上を社外取締役をおくこととし、経営全体および利益相反取引に対する監督機能と業務執行機能とを分離し実効性が高くかつ効率的な経営・執行体制の確立に務めております。

さらに、当社と利害関係のない独立した立場から当社の経営の重要事項業務遂行の監督等に十分な役割を果たす事ができる者で、一般株主と利益相反するおそれがないと判断出来るものとして、独立性の高い2名の社外取締役および1名の社外監査役を東京証券取引所の定める独立役員として選任し取締役の職務執行に対する独立性の高い監督体制を構築しています。なお、当社の独立社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針としては、その就任の前10 年間において当社グループおよび親会社等の株主並びに当社グループの取引先の運営に関与がなく、高度な専門的な能力を有し、その分野における豊富な経験を有する者、又は、豊富な国際感覚に基づく高い見識を有し、独立した立場から当社の経営の重要事項業務遂行の監督等に十分な役割を果たす事ができる者で、一般株主と利益相反するおそれがないと判断出来る場合、独立社役員に指定いたします。

なお、内部監査機能の強化のため、監査役会の他、平成27年7月1日付にて内部監査室を設置し、社長が指名選任する専従の内部監査担当責任者1名によって、実効性のある内部監査を実施しております。

今後、企業価値向上のためのコーポレートガバナンスの観点から、最高経営責任者の選解任、後継者の計画および後継者を選任するための基準、方針およびその手続きについては、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手順を定めてまいります。また、報酬の決定や役員等の幹部従業員を選定する場合には、社外取締役を中心に任意の諮問委員会等の設置も検討してまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	◎第80回定時株主総会招集ご通知の発送は、開催日である平成30年3月29日から17日前の平成30年３月12日を発送しておりますが、早期に情報をご提供する観点から、発送前に開示いたしました。

2. IRに関する活動状況

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりであります。

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役および使用人は、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、定款、規則等を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に努めていくものとする。又、監査役会は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めるとともに、経営機能全般に対する監督強化を図るものとする。

2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存、管理に関する体制
1.当社は、取締役の職務執行に係る情報を、取締役会規程および内部情報管理に関わる規程等に従い適切に保存及び管理していくものとする。
2.文書の管理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存するものとする。
3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社の経営に重大な影響を与える、経営環境の変化その他災害・事故、および海外投資を初めとする為替・株価等の資産価値変動、並びに法的規制等のリスクを統括管理する組織機能を整備し、損失を最小限度にとどめるための必要な対応を行うものとする。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1.当社は、取締役会において、会社の運営に関する基本方針に関する事項、年次事業計画に関する事項およびその他重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督していくものとする。
2.当社は、取締役会付議事項以外の業務執行上の重要事項を決定するため、経営に関する会議を必要に応じて開催し、経営の迅速さを確保していくものとする。

5) 当社並びに国内および海外における子会社・関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 子会社・関連会社の、取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告および損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア. 国内および海外における子会社・関連会社より定期的に業績等を報告させ、必要に応じて協議を行う。
イ. 海外事業担当を設置し、事業の運営および管理を推進する。
2. 子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役が子会社・関連会社の取締役を兼務することにより、子会社・関連会社の取締役等の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。
3.子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
関係取締役、監査役の国内および海外子会社・関連会社への派遣、業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1.当社は、監査役監査の実効性を高め、監査を円滑に遂行するために、内部監査室と連携を図るなど、監査役監査を支援・整備する体制をとっていくものとする。
2.監査役の職務を補助すべき使用人は、当該職務について他の取締役等より指揮命令を受けず、独立して職務を執行する。
3.当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1.監査役は、取締役会、経営に関する会議等重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して監査を行う。
2.取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項や法令・定款等に違反するおそれのある事項を見聞した場合は適宜監査役に報告する。また、当社は、その報告を行った者が、報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制の確保に努める。
3.監査役は、会計監査人、顧問弁護士と定期的に情報交換を行うものとする。
4.当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため年次予算を設け、監査役がその費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、その予算の範囲内において、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は、社会的責任において、反社会的勢力に対し組織的に毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。平素より対応統括部署である総務人事部が中心になり、関係行政機関や地域企業等と協力し、情報の収集、共有化に努め、コンプライアンスの観点から、反社会勢力との関係遮断を役員及び全従業員に対し、周知徹底を図ってまいります。問題発生時には、所轄警察署ならびに顧問弁護士と連携し、迅速かつ適切に対処する協力体制を構築するものといたしております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、企業価値を向上させることが、結果として防衛にもつながるという基本的な考え方に立ち、企業価値の向上に注力しているところであり、現時点で特別な防衛策は導入いたしておりません。社会情勢等の変化を注視し、継続的に防衛策の必要性も含めた検討をすすめてまいります。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

適当社の会社情報に適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

記

(1) 情報取扱責任者を中心に、国内及び海外の関係事業会社から正確、迅速な情報の提供を可能にする管理体制を強化します。特に、海外の関係事業会社の管理担当者と情報取扱責任者の連絡体制をより緊密にします。

(2)適時開示規則上、適時、適正な開示が求められる会社情報の内容項目を関係部署で再確認し、将来の適時、適正な開示手続の徹底を図るように致します。特に、海外を含めて今後発生することが予想される開示項目を予めリストアップし、定期的にチェックしていきます。

(3)年間の開示スケジュールに予想される項目（四半期決算、半期決算、年度決算及び業績の修正等）についての具体的な実務スケジュールを策定し、国内及び海外の関係事業会社の責任者等と調整し、日程管理を徹底いたします。
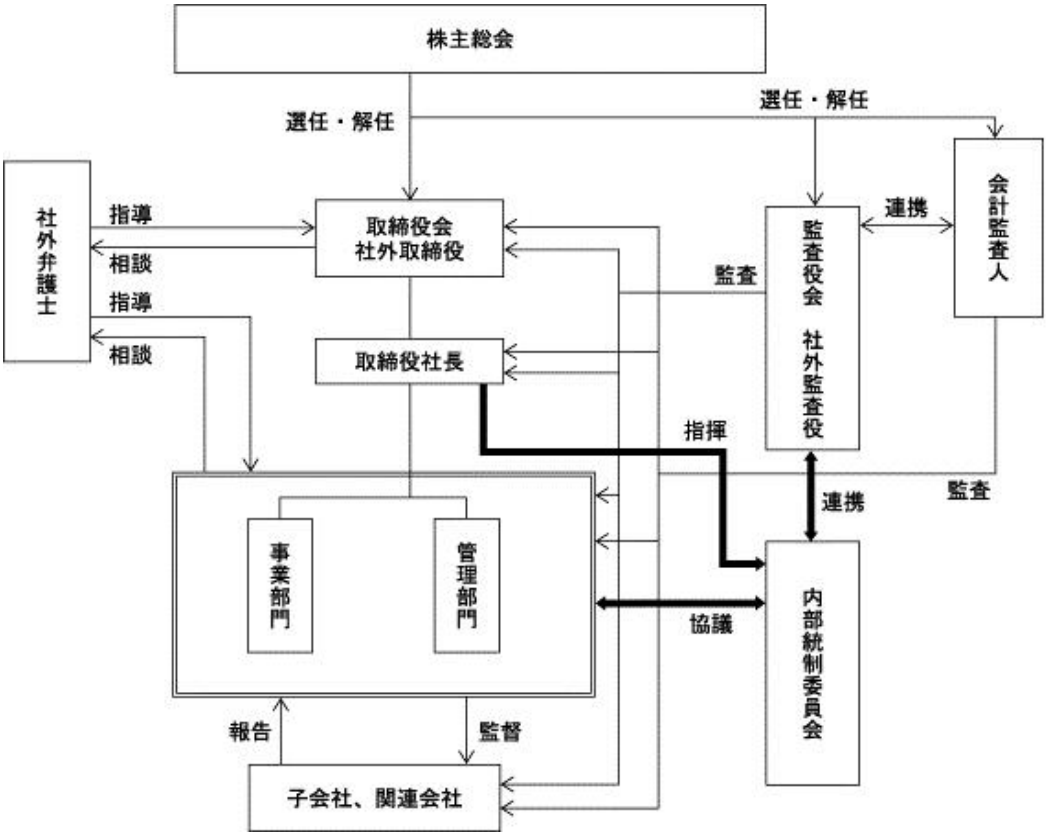
(4)その他単発的に発生する開示項目については、主管部門の総務人事部と財務経理部とが連携して、遺漏のないように開示業務を遂行します。また、開示内容により、当社顧問弁護士や会計監査人と相談し、開示に関してのアドバイスをいただくようにします。